



第95回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年6月26日(水曜日)
午前10時

場所 富山市牛島町15番1号
北電ビル 2階大ホール

議決権行使期限：2019年6月25日(火曜日)
午後5時まで

株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布はございません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

目次

第95回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類(議案および参考事項)	4
添付書類	
事業報告	24
連結計算書類	40
計算書類	49
監査報告	57
株主総会会場ご案内	裏表紙

2019年6月5日

株 主 各 位

富 山 市 牛 島 町 15 番 1 号

北 陸 電 力 株 式 会 社

代 表 取 締 役 会 長 久 和 進

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。以下のいずれかの方法により、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」を必ずご確認のうえ、上記の行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

なお、書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使とし、インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 富山市牛島町15番1号
北電ビル 2階大ホール

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第95期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告，連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第95期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 吸収分割契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役12名選任の件

<株主提案（第4号議案から第9号議案まで）>

第4号議案 定款一部変更の件（1）

第5号議案 定款一部変更の件（2）

第6号議案 定款一部変更の件（3）

第7号議案 定款一部変更の件（4）

第8号議案 定款一部変更の件（5）

第9号議案 定款一部変更の件（6）

上記各号議案の内容等は，後記の「株主総会参考書類」に記載してあります。

以上

株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は，インターネット上の当社ホームページ（<http://www.rikuden.co.jp/>）に掲載してお知らせいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使の方法について

(1) パソコンまたは携帯電話をご利用の方

以下のウェブサイトアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力の場合、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトURL】 <https://www.web54.net>

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただき、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。（「議決権行使コード」および「パスワード」のご入力は不要です。）

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

2. 議決権行使に関する注意事項について

- (1) インターネットによる議決権行使は、2019年6月25日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。
- (2) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。
- (3) パソコン、携帯電話またはスマートフォンのインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート
(専用ダイヤル) ☎0120-652-031 (午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 吸収分割契約承認の件

1. 吸収分割を行う理由

2015年6月改正の電気事業法において、電力市場における活発な競争を実現する上で、送配電ネットワーク部門を中立化し、適正な対価を支払った上で、誰もが自由かつ公平・平等に送配電ネットワークを利用できることを目的に、2020年4月以降の一般送配電事業者の発電事業および小売電気事業との兼業が原則禁止されました。

当社は、これに適応するため、一般送配電事業を分社し、今後とも送配電ネットワークを公平に利用して頂けるよう、国が定める行為規制を遵守し、中立的な立場で、透明性の高い業務運営を実施いたします。

上記の目的のため、当社は、2020年4月1日をもって、一般送配電事業に関して有する権利義務を北陸電力送配電株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）に承継させる吸収分割を実施いたします。

本議案は、吸収分割承継会社への吸収分割（以下「本件分割」といいます。）に係る吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）についてご承認をお願いするものであります。

2. 本吸収分割契約の内容

吸収分割契約書

北陸電力株式会社（以下「甲」という。）と北陸電力送配電株式会社（以下「乙」という。）は、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第1条 甲は、本件分割により、甲が営む一般送配電事業（以下「本件事業」という。）に関する第4条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

（商号及び住所）

第2条 本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

- (1) 甲（吸収分割会社）
商号：北陸電力株式会社
住所：富山県富山市牛島町15番1号
- (2) 乙（吸収分割承継会社）
商号：北陸電力送配電株式会社
住所：富山県富山市牛島町15番1号

（効力発生日）

第3条 本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年4月1日とする。

（承継する権利義務等）

第4条 本件分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。

2 前項に基づく甲から乙への債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

（本件分割の対価）

第5条 乙は、本件分割に際して普通株式440万株を発行し、そのすべてを甲に対して割当て交付する。

（乙の資本金及び準備金の額）

第6条 本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金
本件分割により増加する資本金の額は、金99億9,500万円とする。
- (2) 資本準備金
本件分割により増加する資本準備金の額は、金24億9,500万円とする。
- (3) 利益準備金
本件分割により利益準備金の額は増加しない。

(株主総会の承認)

第7条 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約及び本件分割に関連する事項について、それぞれ株主総会の承認を求めるものとする。

(競業禁止義務)

第8条 甲は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業禁止義務を負わない。

(本契約の変更・解除)

第9条 本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更を生じたとき、その他必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、第7条に定める承認が効力発生日の前日までに得られなかったとき、又は本件分割の実施に必要な法令に定める関係官庁等の承認が効力発生日までに得られなかったときは、その効力を失う。

(協議事項)

第11条 本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

2019年4月25日

富山県富山市牛島町15番1号
甲 北陸電力株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 金井 豊 ㊟

富山県富山市牛島町15番1号
乙 北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 水野 弘一 ㊟

承継対象権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は次のとおりとする。なお、承継する資産及び債務については、2019年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除して確定する。

1. 承継する資産

(1) 固定資産

- ① 本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産（但し、本件事業のみに属するソフトウェア以外のソフトウェア及び本件事業のみに属する著作権以外の知的財産権を除く。）及び投資その他の資産
- ② 本件事業とそれ以外の事業で共同して利用している有形固定資産及び無形固定資産のうち、主として本件事業で利用しているもの
- ③ 本件事業のために設定されている地役権の要役地
- ④ 北電テクノサービス株式会社の株式

(2) 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、売掛金、諸未収入金、貯蔵品その他の流動資産

2. 承継する債務

(1) 固定負債

本件事業に属する固定負債（但し、社債及び借入金に関する固定負債を除く。）

(2) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、未払税金、預り金、諸前受金その他の流動負債（但し、社債、借入金、関係会社からの預り金に関する流動負債及び効力発生日前日までに金額が確定している流動負債を除く。）

3. 雇用契約

本件分割の効力発生日において本件事業に従事する甲の従業員の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は乙に承継されないものとし、甲は、本件分割の効力発生日において、本件事業に従事する甲の従業員を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以後、乙において本件事業に従事させるものとする。当該出向者の出向期間その他出向に関する条件は、甲乙協議のうえ、決定する。

4. 承継する契約上の地位及び権利義務

(1) 雇用契約以外の契約

本件事業に属する賃貸借、業務受委託、請負、リースその他本件事業に属する一切の契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務（上記1. 及び2. により乙に承継されることとなる資産又は債務に係る契約におけるものを含む。）並びに本件事業とそれ以外の事業で共同して利用している事業所に係る賃貸借契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務。但し、上記1. 及び2. により乙に承継されない資産又は債務に係る契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務を除く。

(2) 許認可等

甲が効力発生日において本件事業に関連して保有している許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令及び条例上可能であるもの

5. その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、承継対象権利義務から除外することができる。

以 上

3. 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数ならびに吸収分割承継会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

(1) 株式の数の相当性

吸収分割承継会社は、本件分割に際して、普通株式440万株を新たに発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付いたします。

当社に対して交付される株式の数につきましては、吸収分割承継会社が当社の100%子会社であり、また、本件分割に際して吸収分割承継会社が発行する株式のすべてが当社に交付されることから、これを任意に定めることができるものと認められるため、当社および吸収分割承継会社が協議のうえ決定したものであり、相当であると判断しております。

(2) 資本金および準備金の額の相当性

吸収分割承継会社が本件分割に際して増加させる資本金および準備金の額は次のとおりであり、本件分割後における吸収分割承継会社の事業内容および当社から承継する権利義務等に照らして相当であると判断しております。

資本金 9,995百万円

資本準備金 2,495百万円

利益準備金 0円

4. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

貸借対照表
2019年4月1日現在

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	10	株主資本	10
現金及び預金	10	資本金	5
		資本剰余金	5
		資本準備金	5
資産合計	10	負債純資産合計	10

5. 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

一般送配電事業の分社後の事業運営および今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(目的)	(目的)
第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 電気事業	(1) (現行どおり)
(2) 電気機械器具および蓄熱式空調設備・給湯装置その他の電気の効率利用に資する設備の製造、販売、賃貸、設置、運転および保守	(2) (現行どおり)
(3) 蒸気、温水、冷水等による熱供給事業	(3) (現行どおり)
(4) ガス供給事業	(4) (現行どおり)
(5) 情報処理サービスおよびソフトウェアの開発ならびに電気通信事業法に定める電気通信事業	(5) (現行どおり)
(6) 不動産の売買、賃貸借および管理	(6) (現行どおり)
(7) 一般廃棄物、産業廃棄物の処理および再利用ならびにその再生品の販売 (新 設)	(7) (現行どおり)
(8) 前各号および環境保全に関するエンジニアリング、コンサルティングならびに技術ノウハウの販売	(8) <u>土木建築工事の調査、設計、施工および監理</u>
(9) 前各号に付帯関連する事業	(9) (現行どおり)
	(10) (現行どおり)

第3号議案 取締役12名選任の件

現任取締役12名は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

(五十音順、※印は新任候補者)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	安宅 建樹 (1950年7月13日生)	1973年4月 株式会社北國銀行入行 2004年6月 同行専務取締役 2006年6月 同行代表取締役頭取 (現在に至る) 2006年7月 社団法人石川県銀行協会 (現一般社団法人石川県銀行協会) 会長 (現在に至る) 2014年4月 一般社団法人金沢経済同友会代表幹事 2016年11月 金沢商工会議所会頭 (現在に至る) 2017年6月 当社取締役 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 株式会社北國銀行代表取締役頭取 金沢商工会議所会頭 一般社団法人石川県銀行協会会長 澁谷工業株式会社社外監査役	1,900株
<取締役候補者の選任理由> 株式会社北國銀行代表取締役頭取であり、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、その企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かして頂くため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			
2	石黒 伸彦 (1957年7月23日生)	1983年4月 当社入社 2012年6月 当社執行役員石川支店長 2015年6月 当社取締役 常務執行役員 2017年6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 (現在に至る) 当社地域共生本部長 原子力本部長委嘱 (現在に至る)	23,462株
<取締役候補者の選任理由> 1983年の入社以来、主に原子力発電関係業務に従事し、現在、代表取締役副社長 副社長執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	お ^{じま} 尾 ^し 島 ^{ろう} 志 ^朗 (1957年6月15日生)	1981年4月 当社入社 2014年6月 当社常務取締役 当社営業本部長委嘱 (現在に至る) 2015年6月 当社取締役 常務執行役員 2018年6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社代表取締役社長 富山共同自家発電株式会社代表取締役社長	16,900株
		<取締役候補者の選任理由> 1981年の入社以来, 主に経営企画・営業関係業務に従事し, 現在, 代表取締役副社長 副社長執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており, 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
4	か ^な 金 ^い 井 ^{あき} 豊 (1954年10月19日生)	1977年4月 当社入社 2010年6月 当社常務取締役 2013年6月 当社代表取締役副社長 2015年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 黒部川電力株式会社代表取締役	37,155株
		<取締役候補者の選任理由> 1977年の入社以来, 主に原子力発電関係業務に従事し, 現在, 代表取締役社長 社長執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており, 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	川 田 達 男 <small>かわ だ たつ お</small> (1940年1月27日生)	1962年3月 福井精練加工株式会社(現セーレン株式会社)入社 1985年8月 セーレン株式会社常務取締役 1987年8月 同社代表取締役社長 2003年6月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者 2005年10月 同社代表取締役社長兼最高執行責任者兼最高経営責任者 2006年6月 福井県経営者協会会長 2008年6月 当社監査役 2009年3月 福井商工会議所会頭(現在に至る) 2011年6月 セーレン株式会社代表取締役会長兼社長兼最高執行責任者兼最高経営責任者 2014年6月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者(現在に至る) 2015年6月 当社取締役(現在に至る) <重要な兼職の状況> セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者 KBセーレン株式会社代表取締役会長 Seiren U.S.A. Corporation取締役会長 福井商工会議所会頭 ダイキン工業株式会社社外取締役 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ社外取締役(監査等委員) 富士フイルムホールディングス株式会社社外取締役	27,300株
<取締役候補者の選任理由>			
セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者であり、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、その企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かして頂くため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			
6	久 和 進 <small>きゅう わ すすむ</small> (1949年6月22日生)	1972年4月 当社入社 2003年6月 当社取締役 2004年6月 当社常務取締役 2007年6月 当社代表取締役副社長 2010年4月 当社代表取締役社長 2015年6月 当社代表取締役会長(現在に至る) <重要な兼職の状況> 北陸経済連合会会長 一般財団法人北陸産業活性化センター会長 呉羽観光株式会社代表取締役社長 とやま医療健康システム株式会社代表取締役社長 株式会社カターレ富山代表取締役会長	86,804株
<取締役候補者の選任理由>			
1972年の入社以来、主に電力流通関係業務に従事し、現在、代表取締役会長を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
7	塩谷誓勝 (1960年4月13日生)	1983年4月 当社入社 2014年6月 当社火力部長 2016年6月 当社執行役員火力部長 2018年6月 当社取締役 常務執行役員 (現在に至る)	3,134株
	<p><取締役候補者の選任理由> 1983年の入社以来, 主に火力発電関係業務に従事し, 現在, 取締役 常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており, 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
8	須河元信 (1960年1月1日生)	1982年4月 当社入社 2014年6月 当社執行役員人事労務部長 2016年6月 当社常務執行役員 2017年6月 当社取締役 常務執行役員 (現在に至る) 2018年7月 当社送配電事業本部副本部長委嘱 (現在に至る)	14,000株
	<p><取締役候補者の選任理由> 1982年の入社以来, 主に経営企画・経理・人事関係業務に従事し, 現在, 取締役 常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており, 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
9	高木繁雄 (1948年4月2日生)	1971年4月 株式会社北陸銀行入行 1998年6月 同行取締役 2002年6月 同行代表取締役頭取 2002年7月 社団法人富山県銀行協会 (現一般社団法人富山県銀行協会) 会長 2003年9月 株式会社ほくぎんフィナンシャルグループ (現株式会社ほくぎんフィナンシャルグループ) 代表取締役社長 2009年4月 富山経済同友会代表幹事 2013年6月 株式会社北陸銀行特別顧問 2013年11月 富山商工会議所会頭 (現在に至る) 2014年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役 (現在に至る) 2016年7月 株式会社北陸銀行特別参与 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 富山商工会議所会頭 日医工株式会社社外取締役 セーレン株式会社社外監査役 川田テクノロジーズ株式会社社外監査役	11,900株
	<p><取締役候補者の選任理由> 株式会社ほくぎんフィナンシャルグループ代表取締役社長および株式会社北陸銀行代表取締役頭取を経験されるなど, 経営に関する幅広い知識・経験を有しており, その企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かして頂くため, 引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴, 地位, 担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
10	※ まつ だ こう じ 松田光司 (1962年11月11日生)	1985年4月 当社入社 2014年6月 当社営業推進部長 2015年7月 当社エネルギー営業部長 2016年6月 当社執行役員営業本部エネルギー営業部長 2018年6月 当社執行役員石川支店長 (現在に至る)	21,900株
	<p><取締役候補者の選任理由> 1985年の入社以来, 主に営業関係業務に従事し, 現在, 執行役員石川支店長を務めております。当社での豊富な業務経験を有し, 当社および当社グループ経営全般を担う取締役として適任であり, 新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
11	みず たに かず ひさ 水谷和久 (1961年6月12日生)	1984年4月 当社入社 2013年6月 当社総務部長 2015年6月 当社執行役員石川支店長 2018年6月 当社取締役 常務執行役員 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 北電パートナーサービス株式会社代表取締役社長	4,300株
	<p><取締役候補者の選任理由> 1984年の入社以来, 主に法務関係業務に従事し, 現在, 取締役 常務執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており, 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		
12	みず の こう いち 水野弘一 (1958年11月20日生)	1983年4月 当社入社 2014年6月 当社執行役員電力流通部長 2016年6月 当社取締役 常務執行役員 2018年6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 (現在に至る) 2018年7月 当社送配電事業本部長委嘱 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 北陸電力送配電株式会社代表取締役社長	4,804株
	<p><取締役候補者の選任理由> 1983年の入社以来, 主に電力流通関係業務に従事し, 現在, 代表取締役副社長 副社長執行役員を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており, 引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1 安宅建樹, 川田達男および高木繁雄の各氏は, 社外取締役候補者であります。
- 2 安宅建樹, 川田達男および高木繁雄の各氏につきましては, 株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し, 届け出ております。
- 3 安宅建樹, 川田達男および高木繁雄の各氏は, 現在, 当社の社外取締役であり, 就任してからの年数は, 本総会終結の時をもって, 川田達男および高木繁雄の両氏は4年, 安宅建樹氏は2年であります。なお, 川田達男および高木繁雄の両氏は, 過去, 当社の社外監査役でありました。
- 4 当社は, 安宅建樹, 川田達男および高木繁雄の各氏との間で, 会社法第423条第1項に関する取締役の責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しており, 各氏の選任が承認可決された場合には, 当該契約を継続する予定であります。

＜株主提案（第4号議案から第9号議案まで）＞

第4号議案から第9号議案までは、株主提案によるものであります。

なお、提案株主（102名）の議決権の数は、822個であります。

第4号議案 定款一部変更の件（1）

○議案内容

以下の章を新設する。

第7章 原子力エネルギーの利用禁止

第44条 志賀原子力発電所は1号機，2号機ともに再稼働しない。

そのため2号機の新規制基準への適合性確認審査は取り下げ，1号機については適合性確認審査の申請は行なわない。また，断層等の追加調査や安全性向上のための追加工事は全て中止する。

第45条 日本原子力発電株式会社への出資および債務保証等の経営支援は凍結する。

○提案理由

志賀原子力発電所は2011年3月以来停止しているが，この間，昨年度までの維持管理費は総額約4千億円に及ぶ。2号機は2014年に新規制基準への適合性審査を申請したが敷地内活断層問題のため審査は進捗せず，原子炉直下に活断層があると指摘されている1号機は申請さえできない状況だ。しかし本会社は再稼働に固執し続け，審査合格の見込みがないのに安全対策工事に2千億円近く投資しており，この巨額投資は回収できない可能性が危惧される。

その上，2012年度以降，日本原子力発電（株）の敦賀原子力発電所から全く受電していないのに日本原子力発電（株）に維持管理費として毎年百数十億円以上支払い続け，更に東海第二原子力発電所の再稼働支援のため追加の債務保証をすることが報じられている。

原子力エネルギーに依存し続ければ巨額の維持管理費等がかかることは明らかで，一切利用しないという選択をするのが最も賢明な経営判断である。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

エネルギー資源に乏しい我が国では、安全確保を大前提に、原子力を活用すべきと考えております。国のエネルギー基本計画においても、原子力は「重要なベースロード電源」と明記されております。

当社は、「低廉で良質なエネルギーを安定的にお届けする」という社会的使命を果たすため、供給安定性、経済性に優れ、発電時にCO₂を排出しないことから電力の安定供給確保や低炭素社会を支える基盤である志賀原子力発電所の早期再稼働が最重要課題と考えております。今後も引き続き、新規制基準への適合性確認審査に的確に対応するとともに、安全性向上工事を着実に進め、十分な安全性を確保した上で、地域の皆さまのご理解のもと、早期再稼働を目指してまいります。

また、日本原子力発電株式会社は、安定供給や低炭素電源の確保等の観点から、当社にとって重要な事業者であり、必要かつ適切な範囲で出資および債務保証を実施しております。

第5号議案 定款一部変更の件（2）

○議案内容

以下の章を新設する。

第8章 再処理の凍結

第46条 使用済み核燃料からプルトニウムを分離するための再処理は行なわず、プルトニウム燃料を利用するプルサーマル発電は行なわない。

第47条 日本原燃株式会社への出資および債務保証等の経営支援は凍結する。

第48条 すでに六ヶ所再処理工場に搬出された使用済み核燃料については、その取扱いについて日本原燃株式会社との協議を速やかに開始する。

○提案理由

日本原燃（株）の六ヶ所再処理工場は1997年に完成予定だったが、相次ぐトラブルで完成目標は2021年度と遅れ、施設がすでに老朽化し始めており、使用済み核燃料プールはほぼ満杯状態である。

我が国は核兵器に転用可能なプルトニウムを国内外にすでに約47トン保有しており、国際社会から厳しい目が向けられている。プルトニウムを使う予定の高速増殖炉計画は頓挫し、プルトニウムを利用する核燃料サイクル政策はすでに破綻している。極めて危険で環境負荷は甚大、経済的にも合理性のない再処理は中止する他ないが、とくに本会社は新たな使用済み核燃料は発生しないことが見込まれるので再処理契約は凍結し、更に日本原燃（株）への経営支援も凍結し抜本的に見直すべきである。

また、再処理工場近傍に大活断層があり、敷地直下にも活断層がある地震の危険性が高い場所なので、プール内の使用済み核燃料の取り扱いについては速やかな協議が必要である。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

国のエネルギー基本計画では、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルの推進が基本の方針とされ、「再処理やプルサーマル等を推進する」旨が明記されております。

加えて、電力システム改革による競争環境下においても再処理等を安定的・継続的に進めるため、再処理等拠出金法に基づき、国の一定の関与のもと再処理等を着実に実施していくための基盤が整備されており、当社は、国の基本方針に従い、これらを実施していくことが重要と考えております。

また、原子力発電の安定的・円滑な運営のためには、原子燃料サイクル事業は極めて重要であり、その根幹を担う日本原燃株式会社の安定的な操業が必要であります。このため、日本原燃株式会社に対し、必要かつ適切な範囲で出資および債務保証を実施しております。

第6号議案 定款一部変更の件（3）

○議案内容

以下の章を新設する。

第9章 使用済み核燃料等の保管および処理・処分

第49条 志賀原子力発電所内にある使用済み核燃料等の保管および処理・処分について、よりリスクの低い保管および処理・処分方法について、速やかに検討を開始する。

- 2 検討のための委員会を設置し、当該委員会の構成は、専門家だけでなく志賀原子力発電所周辺の地域住民や消費者等を含む幅広い構成とする。

第50条 廃炉措置によって生じる放射性廃棄物の保管および処理・処分についても、使用済み核燃料等と同様に、よりリスクの低い保管および処理・処分方法を検討するために、廃炉作業を開始するに先立って委員会を設置する。

- 2 当該委員会の構成も、専門家だけでなく志賀原子力発電所周辺の地域住民や消費者等を含む幅広い構成とする。

○提案理由

使用済み核燃料は膨大な量の核分裂生成物を含むので冷却できなければ非常に危険で、何年間も冷却し続ける必要がある。地震により使用済み核燃料プールが損傷し冷却水が失われた場合の危険性は計り知れず、停電で冷却ポンプが停止しても危険だ。特に志賀原子力発電所のような沸騰水型原発の使用済み核燃料プールは格納容器外の原子炉建屋の最上部にあり、地震に対してより脆弱である。

六ヶ所再処理工場の使用済み核燃料プールはほぼ満杯で、今後は原発サイト内で使用済み核燃料を長期間貯蔵せざるを得ない。搬出されるはずの使用済み核燃料がサイト内に留まることになるので、検討委員会には当然、地域住民らも参加すべきである。また廃炉作業の先行例ではサイト内に廃棄物が仮置きになっている。この問題についても使用済み核燃料と同様に、住民らの納得を得るために消費者や地域の生産者等の声を広く採り入れ、時間をかけて議論を積み重ねる必要がある。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

使用済燃料につきましては、再処理施設へ輸送するまでの間、発電所の使用済燃料貯蔵プールにおいて適切に貯蔵・管理しております。貯蔵プールは十分な耐震性を有するとともに、非常用電源の強化や注水手段の多様化等を図っており、現行の貯蔵方式は十分な安全性を有しております。

原子力発電所の廃止措置に伴って生じる放射性廃棄物の処分につきましては、国のエネルギー基本計画において、発生者責任の原則の下、原子力事業者等が処分場確保に向けた取組みを着実に進めることを基本としつつ、処分の円滑な実現に向け、国として、安全確保のための取組みを促進していくことが明記されております。引き続き、国とも相互に連携して取り組んでいくことにより、将来においても十分に対応していくことが可能と考えております。

第7号議案 定款一部変更の件（4）

○議案内容

以下の章を新設する。

第10章 再生可能エネルギーを最優先する給電ルールの確立

第51条 太陽光および風力に対して設定されている「接続可能量」を廃止する。

2 出力抑制を実施する場合には、それに対する経済的な補償制度などの導入を進める。

第52条 小水力・マイクロ水力の活用を強化する。

第53条 再生可能エネルギー、特に太陽光および風力などの自然エネルギーを安定的に活用できるよう、送配電網の運用能力を高める。

○提案理由

今年3月に来日した国際再生可能エネルギー機関のアミン事務局長は「福島事故後の8年で再エネは従来型エネルギーと十分に競争力を持つ段階になった」と述べ、「今後は原発のような集中型電源から再エネのような分散型が主流になり、原発存続は困難な状況になる」と指摘している。実際に、再エネで電気を100%まかなう目標を打ち出す企業や自治体は相次いでおり、この動きは加速している。

本会社の管内でも、加賀市が100%出資する加賀市総合サービス株式会社が今春から地域電力事業に参入し、当面は公共施設への電力供給を行ない再生可能エネルギー100%をめざしている。他の大手電力管内では、県レベルで再エネ100%をめざす取り組みも始まっている。

いつまでも原発の再稼働に固執していないで、送配電網の運用を軸にしたビジネスモデルに転換をはかっていくべきである。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

新規電源の電力系統への接続につきましては、電力広域的運営推進機関の定める指針等において、再生可能エネルギーを含む全ての電源を公平に取り扱うこととなっております。

また、国のエネルギー基本計画において、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、既存系統を最大限活用すべく、系統の空き容量を柔軟に活用する制度の早期の具体化を目指すことが明記され、現在、当該制度の一部が開始されており、当社は、これらの制度に適切に対応しております。

さらに、再生可能エネルギーにつきましては、エネルギー自給率の改善や地球環境負荷低減の観点から貴重なエネルギー源と認識しており、当社といたしましては、安定的な再生可能エネルギーである水力発電およびバイオマス発電を中心に導入を推進してまいります。

したがって、あらためてご提案の規定を定款に設ける必要はないと考えております。

第8号議案 定款一部変更の件（5）

○議案内容

以下の章を新設する。

第11章 大事故を起こした際の損害賠償責任

第54条 本会社の発電施設等が周辺住民らが避難をせざるを得ないような大事故を起こした場合には、所有する施設を安全に運転・管理すべき責任を負う
本会社として、被害者の速やかな救済に努めるとともに、加害者として賠償責任を果たす。

第55条 損害賠償を求める裁判外紛争解決手続き（ADR）の申立てにおいて、和解案が示された場合は和解案を尊重する。少なくとも、一方的に拒否してADRを打ち切るようなことはしない。

第56条 被害者が損害賠償などを求めて裁判所に提訴した場合は、原則として争わない。

裁判所から和解案が示された場合はそれを尊重し、いたずらに裁判を長引かせるようなことはせず、最後まで責任をとる。

○提案理由

福島第一原発の事故後、東京電力は「3つの誓い」—①最後の一人まで賠償貫徹、②迅速かつきめ細やかな賠償の貫徹、③和解案の尊重—を宣言した。この「誓い」は極めて深刻な事故を引き起こした企業として当然のことだが、地域住民が集団で申立てたADRで、国の原子力損害賠償紛争解決センターが示した和解案の受け入れを東京電力が拒み、手続きが打ち切られるケースが相次ぎ、「誓い」の精神は踏みにじられているといわざるを得ない。

本会社は『当社は、北陸地域の後押しを受けて設立された会社であり（中略）地域に根差した企業として、地域の皆さまから「信頼」され「安心」いただき、選択される会社を目指します』と表明しているのだから、万が一福島原発事故のような事故を起こした場合でも地域住民の信頼を失うことのないよう、最後まで責任をとる覚悟をもって事業にあたるべきである。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

原子力損害賠償につきましては、万が一、原子力事故が発生した場合における被害者の保護に万全を期することを目的とした原子力損害の賠償に関する法律等により、原子力損害賠償制度が定められております。なお、2018年12月の原子力損害の賠償に関する法律の改正により、更なる制度整備が行われております。

また、損害が発生した場合の賠償の支払い等に対応するため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等により、必要な資金を積み立てることとなっております。

当社といたしましては、今後もこれらの制度に適切に対応してまいります。

したがって、ご提案の規定を定款に設ける必要はないと考えております。

第9号議案 定款一部変更の件（6）

○議案内容

以下の章を新設する。

第12章 役員報酬等の個別開示

第57条 本会社の個々の取締役および監査役、相談役、顧問等の報酬、賞与その他の業務執行の対価として本会社から受け取る財産上の利益は、遅滞なく公表する。

○提案理由

本会社は電力供給という公共性が高い事業を営んでおり、報酬の原資は電気料金なのだから、自治体の長などの報酬額が開示されているのと同様に、取締役等の報酬は個別開示すべきであり、「プライバシー保護の観点等から」という非開示理由は的外れであり、不当である。

また、法制審議会において一昨年から「会社法制（企業統治等関係）の見直し」に関する審議が続けられ、今年1月に要綱案がまとめられた。この「見直し」では、役員等が責任の追及に係る請求を受けたことにより要する費用を、会社が補償する場合の「補償契約」についても規定されている。これは、たとえば地震のリスクがあることを知りながら原発再稼働を強行して大事故が起きた場合、その当該取締役が賠償の支払いを求められた場合などに適用されると考えられる。しかし個別の取締役の報酬額が不明では、その補償契約が妥当かどうかの判断は不可能である。その観点からも個別開示が求められる。

○取締役会の意見

取締役会としては、次の理由により本議案に反対いたします。

取締役および監査役の報酬限度額につきましては、それぞれ株主総会において決議いただいております。その範囲内で、取締役については社外取締役3名と会長・社長の5名による報酬に関する会議での審議を経て取締役会で、監査役については監査役の協議により、各人の報酬額を決定しております。

取締役賞与につきましては、各事業年度の業績等を勘案し、支給の都度、株主総会で総額を決議いただき、取締役会で各人の賞与額を決定しております。

取締役会としては、法令に基づき、経営に係るコストとして取締役および監査役に支給される報酬等の総額を事業報告において開示しております。

このような方法は、適法と認められており、一般的に広く採用されております。

また、相談役、顧問等は当社業務上必要に応じて委嘱しており、報酬等は委嘱内容に応じて適正な金額を決定しております。

なお、各人の報酬額についてはプライバシー保護の観点等から開示しておりません。

以上

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

I 企業集団の事業の概況

1 事業の経過および成果

当期の我が国経済は、設備投資の増加や良好な雇用環境の継続などにより、緩やかな回復基調が続きました。

北陸地域の経済は、生産活動および北陸新幹線による交流人口が高水準を維持していることなどから、総じて拡大を続けました。

このような経済情勢の中、当年度の連結収支につきましては、売上高（営業収益）は、電気事業において、料金改定による販売収入の増加や燃料費調整額の増加があったことなどから、前年度に比べ266億円増の6,229億円となり、これに営業外収益を加えた経常収益は276億円増の6,265億円となりました。

また、経常利益は、電気事業において、七尾大田火力発電所2号機の計画外停止に伴う石炭火力発電所の稼働減や水力発電電量の減少等があったものの、販売収入の増加や経費全般にわたり徹底した効率化に努めた結果、前年度に比べ39億円増の66億円となりました。これに法人税等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は25億円（前年度は4億円の損失）となりました。

このように3年ぶりの黒字決算となったものの、依然として厳しい収支状況であることなどを踏まえ、当年度の配当につきましては、見送ることとさせていただきました。株主の皆さまには誠に申し訳なく存じますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

事業別の業績は次のとおりであります。

[電気事業]

当年度の総販売電力量につきましては、303億92百万キロワット時となり、前年度と比較しますと4.1%の減少となりました。

このうち、小売販売電力量につきましては、電灯における暖冬影響や、電力における契約電力の減少などから、260億60百万キロワット時となり、前年度と比較します

と9.1%の減少となりました。また、卸販売電力量につきましては、卸電力取引所等への販売増から、43億31百万キロワット時となり、前年度と比較しますと43.4%の増加となりました。

供給力につきましては、志賀原子力発電所1・2号機が引き続き運転できなかったことや七尾大田火力発電所2号機の計画外停止等から、厳しい状況となりました。

しかしながら、お客さまに夏季および冬季の電気の効率的なご使用にご協力いただくとともに、水力・火力発電所の補修時期を調整するなど供給面での諸対策を講じたことに加え、卸電力取引所等からの供給力確保に努めた結果、供給を維持することができました。

収支につきましては、売上高は、料金改定による販売収入の増加や燃料費調整額の増加などから、前年度に比べ251億円増の5,741億円となりました。

また、営業利益は、販売収入の増加や経費全般にわたり徹底した効率化に努めたものの、七尾大田火力発電所2号機の計画外停止に伴う石炭火力発電所の稼働減や水力発電受電量の減少などから、前年度に比べ9億円減の52億円となりました。

[その他の事業]

売上高は、請負工事の受注減少などから、前年度に比べ12億円減の1,000億円、営業費用は、前年度に比べ1億円増の925億円となりました。この結果、営業利益は前年度に比べ13億円減の75億円となりました。

〈事業別の業績〉

	売上高		営業費用		営業利益	
	金額	増減	金額	増減	金額	増減
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
電気事業	5,741	251	5,689	260	52	△ 9
その他の事業	1,000	△ 12	925	1	75	△ 13
計	6,742	238	6,615	261	127	△ 23
内部取引消去	△ 513	—	△ 513	—	0	—
連 結	6,229	266	6,101	286	128	△ 20

2 対処すべき課題

(1) 経営環境および長期的な経営戦略

我が国では人口減少やIoT・AI、EV等の新技術による産業構造の変化が進み、今後は、技術革新による既存のビジネスモデルの破壊や新たなビジネスの創出、持続可能な社会への意識の高まり等、更なる変化が想定されています。また、エネルギー業界は、電力小売全面自由化以降の競争激化、地球温暖化に関する環境規制等、非連続な変化に晒されており、この傾向は今後加速していくと見えています。

このような中、2019年4月に「北陸電力グループ2030長期ビジョン」を策定し、「北陸と共に発展し、新たな価値を全国・海外へ」を当社グループの将来の「ありたい姿」として掲げました。その実現に向け、「北陸を基盤とした『総合エネルギー事業』の拡大」、「新たな成長事業の開拓」の2つを基本戦略として取り組んでまいります。

(2) 経営方針および対処すべき課題

当社グループは「北陸電力グループ2030長期ビジョン」達成に向けた具体的な実行計画として、「第一次中期経営計画<2019~2022年度>」を策定しました。以下の4つの柱からなる経営方針のもと、諸課題へ着実に取り組んでまいります。

1. 安定供給の確保

供給安定性、経済性に優れ、発電時にCO₂を排出しないことから、ベースロード電源として重要な役割を担う志賀原子力発電所の安全強化に徹底して取り組むとともに、新規制基準への適合性確認審査に的確に対応し、早期再稼働を目指してまいります。

また、高稼働が続いている水力・火力発電設備の確実な運転保守管理、経年設備の計画的な更新および燃料の安定的調達等を通じ、引き続き安定供給を確保いたします。

流通設備についても、高経年設備の計画的な更新等により、安定供給を確保するとともに再生可能エネルギー大量導入への対応やレジリエンス（強靱性・回復力）向上に向けた訓練・設備の充実に向けて取り組んでまいります。

2. 総合エネルギー事業の競争力強化

志賀原子力発電所の早期再稼働・安定稼働、再生可能エネルギーの拡大など低炭素化と経済性を両立する電源構成を構築するとともに、総合エネルギー事業の展開等による積極的な営業活動やお客さまのニーズを捉えたサービスの展開等を通じて、可能な限り販売を拡大してまいります。

また、安全最優先を前提とした更なる業務効率化を徹底するとともに、将来の新たなサービスの検討・実施や電力システム改革をはじめとする国の政策に戦略的に対応し、さらなる事業基盤の強化を目指してまいります。

3. グループ総力による事業領域拡大

今後の人口動態やIoT・AIをはじめとする技術革新等により、社会・経済構造や社会のニーズが劇的に変化していくことが想定されます。このような環境の中、グループの持続的な成長のため、持ち得る経営資源や新技術を最大限活用することで、既存事業領域の拡大および新たな事業領域の創出に取り組み、事業ポートフォリオの変革を目指すとともに社会課題の解決に貢献してまいります。

4. 企業文化の深化

当社グループが持続的に成長していくため、安全最優先の徹底をはじめとする安全文化の更なる深化や業務品質の向上に取り組みでまいります。加えて、お客さまや地域の皆さまとの双方向対話活動を展開し、地域社会から信頼いただけるよう取り組んでいくとともに、経営効率化をはじめとした当社グループの取組みについて、丁寧な説明に努めてまいります。

また、ダイバーシティの推進や更なる労働生産性向上に加え、創造力のある多様な人財の育成や新技術の活用を進めるとともに、ワークライフバランスを踏まえた取組みを強化し、個人・組織が能力を最大限発揮できる活力ある職場づくりを行ってまいります。

(3) 目標とする経営指標等

2019年4月に「北陸電力グループ2030長期ビジョン」において、当社グループの将来の「ありたい姿」を踏まえ、以下の財務目標を設定いたしました。

- 連結自己資本比率 2030年度までに30%以上
- 連結経常利益 期間平均（2019～2030）350億円以上
- 事業ポートフォリオ 2030年度頃までに連結経常利益ベースで
電気事業：電気事業以外＝2：1

3 設備投資の状況

(1) 当年度における設備投資額

区 分	投 資 額
電 気 事 業	942 億円
その他の事業	104
合 計	1,047

(2) 当年度中に運転開始した主な設備

設備別	名 称	概 要	運転開始年月
発 電	富山新港火力発電所 L N G 1 号 機	出力 42万4,700キロワット	2018年11月

4 資金調達の状況

(1) 社 債

発 行 額	償 還 額
500億円	700億円

(注) 発行額はすべて国内普通社債であります。

(2) 長期借入金

借 入 額	返 済 額
450億円	312億円

(3) 短期借入金

当年度における短期借入金の総借入額と総返済額を差し引きした結果、32億円の純減となりました。

5 財産および損益の状況の推移

区 分	2015年度 (第92期)	2016年度 (第93期)	2017年度 (第94期)	2018年度 (当期)(第95期)
売 上 高(億円) (営 業 収 益)	5,445	5,425	5,962	6,229
経 常 利 益(億円)	280	20	26	66
親会社株主に帰属する 当期純利益(億円)	128	△6	△4	25
1株当たり当期純利益	61円74銭	△2円98銭	△2円33銭	12円07銭
総 資 産(億円)	15,093	15,180	15,887	15,731

Ⅱ 企業集団および当社の概況（2019年3月31日現在）

1 企業集団の主要な事業内容

電気事業

2 企業集団の主要な事業所等

(1) 当社の主要な事業所および発電所

本 店	(富山市)
地域共生本部	(金沢市)
原子力本部	(石川県志賀町)
支 店	富山支店 (富山市), 高岡支店 (高岡市), 魚津支店 (魚津市), 石川支店 (金沢市), 七尾支店 (七尾市), 小松支店 (小松市), 福井支店 (福井市), 丹南支店 (越前市)
支 社	東京支社 (東京都千代田区)
営 業 所	5 か所 (飛騨市, 南砺市, 輪島市, 珠洲市, 敦賀市)
送 配 電 支 社	富山送配電支社 (富山市), 石川送配電支社 (金沢市), 福井送配電支社 (福井市)
配電センター	8 か所 (魚津市, 飛騨市, 南砺市, 小松市, 輪島市, 珠洲市, 大野市, 敦賀市)
電力センター	3 か所 (魚津市, 小松市, 越前市)
水力センター	6 か所 (富山市 (2 か所), 飛騨市, 魚津市, 白山市, 大野市)
水力発電所 (出力 8万 キロワット以上)	神通川第一発電所 (富山市) 和田川第二発電所 (富山市) 手取川第二発電所 (白山市) 有峰第一発電所 (富山市) 有峰第二発電所 (富山市)
火力発電所 (出力 25万 キロワット以上)	富山火力発電所 (富山市) 福井火力発電所 (坂井市) 富山新港火力発電所 (射水市) 敦賀火力発電所 (敦賀市) 七尾大田火力発電所 (七尾市)
原子力発電所	志賀原子力発電所 (石川県志賀町)

(注) 1 2020年4月の一般送配電事業の分社に向け、2018年7月1日付で組織改正を実施しております。

2 2019年7月1日付で魚津支店の事業所名称を新川支店に変更予定であります。

(2) 子会社等の本店

【連結子会社】	
日本海発電株式会社	(富山市)
北陸発電工事株式会社	(富山市)
北電テクノサービス株式会社	(富山市)
北陸電気工事株式会社	(富山市)
日本海コンクリート工業株式会社	(富山市)
北陸通信ネットワーク株式会社	(金沢市)
北電情報システムサービス株式会社	(富山市)
北陸エルネス株式会社	(富山市)
北電産業株式会社	(富山市)
日本海環境サービス株式会社	(富山市)
北電技術コンサルタント株式会社	(富山市)
北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社	(富山市)
株式会社北陸電力リビングサービス	(富山市)
北電パートナーサービス株式会社	(富山市)
【持分法適用関連会社】	
株式会社ケーブルテレビ富山	(富山市)

3 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数 (前年度末比増減)
電 気 事 業	5,278名 (49名増加)
その他の事業	3,220名 (16名増加)
合 計	8,498名 (65名増加)

4 重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
【連結子会社】	百万円	%	
日本海発電株式会社	7,350	100.0	発電事業
北陸発電工事株式会社	95	100.0	火力・原子力発電設備に関する工事
北電テクノサービス株式会社	50	100.0	水力発電・変電設備の保守
北陸電気工事株式会社	3,328	50.1	電気工事
日本海コンクリート工業株式会社	150	80.0	コンクリートポール・パイルの製造・販売
北陸通信ネットワーク株式会社	6,000	100.0	専用通信回線サービス, データ伝送回線サービス
北電情報システムサービス株式会社	50	100.0	ソフトウェアの開発・保守
北陸エルネス株式会社	200	65.0	LNGの販売
北電産業株式会社	100	100.0	不動産の賃貸・管理, 人材派遣, リース
日本海環境サービス株式会社	50	100.0	環境調査, 環境緑化
北電技術コンサルタント株式会社	50	100.0	土木・建築工事の調査・設計・監理
北陸電力ビズエナジーソリューション株式会社	110	100.0	エネルギーソリューション事業
株式会社北陸電力リビングサービス	50	100.0	家庭向け営業業務
北電パートナーサービス株式会社	20	100.0	電力設備の保守, 電力関連施設の運営
【持分法適用関連会社】			
株式会社ケーブルテレビ富山	2,010	13.4	有線テレビ放送サービス

(注) 1 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

2 当社は、一般送配電事業の分社の準備を円滑に進めるため、2019年4月1日付で100%子会社として北陸電力送配電株式会社を設立いたしました。

5 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	899 億円
日本生命保険相互会社	735
株式会社北陸銀行	450
株式会社日本政策投資銀行	346
明治安田生命保険相互会社	325
株式会社三菱UFJ銀行	307
株式会社北國銀行	257
第一生命保険株式会社	215
株式会社三井住友銀行	210
三井住友信託銀行株式会社	150
三井生命保険株式会社	150

(注) 三井生命保険株式会社は、2019年4月1日付で商号を大樹生命保険株式会社に変更しております。

6 当社の株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 4億株
- (2) 発行済株式総数 2億1,033万3,694株
- (3) 株主数 8万5,276名
- (4) 大株主

株主名	持 お よ び	株 出 資 比 率
富 山 県	11,270 千株	5.4 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託)	8,291	4.0
株式会社北陸銀行	7,700	3.7
北陸電力従業員持株会	7,517	3.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託)	6,890	3.3
株式会社北國銀行	6,000	2.9
日本生命保険相互会社	4,752	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託 9)	3,986	1.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託 5)	3,838	1.8
株式会社みずほ銀行	3,341	1.6

(注) 出資比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 自己株式の取得、処分および保有

	取得または 処分の株 数	取得または 処分価額の総額
単元未満株式の買取り請求による取得	6,513 ^株	6 ^{百万円}
単元未満株式の買増し請求による処分	647	0
決算期における保有株式	1,551,678	—

(注) 上表における株式は全て普通株式であります。

7 当社の役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
久和進	代表取締役会長	北陸経済連合会会長 一般財団法人北陸産業活性化センター会長 呉羽観光株式会社代表取締役社長 とやま医療健康システム株式会社代表取締役社長 株式会社カターレ富山代表取締役会長
金井豊	代表取締役社長 社長執行役員	黒部川電力株式会社代表取締役
石黒伸彦	代表取締役副社長 副社長執行役員 地域共生本部長 原子力本部長	
尾島志朗	代表取締役副社長 副社長執行役員 営業本部長	北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社代表取締役社長 富山共同自家発電株式会社代表取締役社長
水野弘一	代表取締役副社長 副社長執行役員 送配電事業本部長	
高林幸裕	取締役 常務執行役員	
須河元信	取締役 常務執行役員 送配電事業本部本部長	
水谷和久	取締役 常務執行役員	北電パートナーサービス株式会社代表取締役社長
塩谷誓勝	取締役 常務執行役員	

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
川田達男	取締役	セーレン株式会社代表取締役会長兼最高経営責任者 KBセーレン株式会社代表取締役会長 Seiren U.S.A. Corporation取締役会長 福井商工会議所会頭 ダイキン工業株式会社社外取締役 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ社外取締役 (監査等委員) 富士フィルムホールディングス株式会社社外取締役
高木繁雄	取締役	富山商工会議所会頭 日医工株式会社社外取締役 セーレン株式会社社外監査役 川田テクノロジーズ株式会社社外監査役
安宅建樹	取締役	株式会社北國銀行代表取締役頭取 金沢商工会議所会頭 一般社団法人石川県銀行協会会長 澁谷工業株式会社社外監査役
高松正	常勤監査役	
水上靖仁	常勤監査役	
細川俊彦	監査役	弁護士 富山市個人情報保護審査会会長 富山市行政不服審査会会長 富山県個人情報保護審議会会長 富山県都市計画審議会会長 富山県国土利用計画審議会会長
秋庭悦子	監査役	特定非営利活動法人あすかエネルギーフォーラム理事長
伊東忠昭	監査役	株式会社福井銀行取締役会長

- (注) 1 取締役 川田達男, 同 高木繁雄, 同 安宅建樹は, 社外取締役であります。
 2 監査役 細川俊彦, 同 秋庭悦子, 同 伊東忠昭は, 社外監査役であります。
 3 当社は, 社外取締役および社外監査役全員を, 株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し, 届け出ております。
 4 当期中における取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

2018年6月27日	代表取締役副社長 副社長執行役員 矢野 茂, 同 園 博昭が 退任 常勤監査役 湊見隆昌が退任
2018年6月27日	水谷和久, 塩谷誓勝が取締役に就任 水上靖仁が監査役に就任
2018年6月27日	取締役 常務執行役員 尾島志朗, 同 水野弘一が代表取締役副社長 副社長執行役員に, 取締役 水谷和久, 同 塩谷誓勝が取締役 常務執行役員にそれぞれ就任
2018年6月27日	監査役 水上靖仁が常勤監査役に就任

- 5 代表取締役副社長 副社長執行役員 水野弘一は, 2019年4月1日, 北陸電力送配電株式会社代表取締役社長に就任いたしました。
 6 常勤監査役 水上靖仁は, 当社の経理部長を経験し, 財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には, 開示すべき関係はありません。

(2) 取締役および監査役に対する報酬等

取締役 14名 275百万円（うち社外取締役 3名 17百万円）

監査役 6名 63百万円（うち社外監査役 3名 17百万円）

(注) 1 上記には、第94回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含めております。

2 当年度（2018年度）に係る役員賞与については、支給しないことといたしました。

3 株主総会決議による報酬限度額

取締役 月額 42百万円

監査役 月額 8百万円

(3) 当年度における社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況（出席率）	監査役会出席状況（出席率）
社外 取締役	川田達男	91%	
	高木繁雄	100%	
	安宅建樹	100%	
社外 監査役	細川俊彦	100%	100%
	秋庭悦子	100%	100%
	伊東忠昭	100%	100%

上記出席状況のもと、各社外取締役は取締役会、各社外監査役は取締役会および監査役会における議論の中で、独立した客観的な立場から、経験と識見等を活かして有益な発言をしております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第1項に関する取締役および監査役の責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。

Ⅲ 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付で法人名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

2 当年度に係る会計監査人の報酬等の額および当該報酬等について監査役会が同意した理由

(1) 当社および子会社が支払うべき報酬等の額の合計額

83百万円

(2) (1)の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額の合計額

45百万円

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの入手資料や報告聴取を通じて、会計監査人の監査計画、報酬見積りの算出根拠および前事業年度における職務執行状況等を総合的に検討した上で、同意しております。

3 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「収益認識に関する会計基準」に関する助言業務についての対価を支払っております。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合等、会計監査人が継続してその職責を遂行する上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行います。

Ⅳ 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容およびその運用状況の概要

「業務の適正を確保するための体制の整備」についての取締役会決議の内容は以下のとおりです。

当社は、安全最優先の徹底と法令等や企業倫理遵守のもと、効率的かつ公正・透明な事業活動を展開するため、業務の適正を確保するための体制の維持・改善に努めていく。

当社は、「隠さない風土」のもとで、この取組みを通じ業務品質の向上に努めるとともに、事業環境の変化に適応しつつ、引き続きお客さまをはじめ皆さまから「信頼され選択される北陸電力グループ」を目指していく。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役は、企業活動における法令等の遵守を明示した「行動規範」を定め、これを率先して実践するとともに、従業員がこれを遵守するよう適切に指導・監督を行う。
 - ・取締役会は、原則として月1回、また必要に応じて開催し、法令及び定款に従い重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行の状況について報告を受け、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役を交え、多様な視点を踏まえた意思決定及び監督を行う。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役は、取締役会議事録をはじめ、決裁文書等、取締役の職務執行に関する情報について、保存期間等の管理方法及び情報セキュリティ対策を明示した社内規則を定め、適切に管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・取締役は、自然災害、原子力災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事象に対し、これに迅速かつ確に対応するため、「非常災害対策規程」「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」「危機管理規程」等の社内規則にその対応手順や体制等を定める。また、各部署は、取締役の指揮のもと、定期的に訓練・教育等を実施し、事象発生時の迅速な復旧、被害拡大防止等の対応に備える。
 - ・取締役は、不確実性に伴う経営リスクについて、適宜把握・評価のうえ、取締役会にて毎年度策定する経営計画等の諸計画に反映するとともに、必要に応じて、組織の整備や全社横断的な委員会等を設置し、適切に対応する。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会への付議事項を含む重要事項については、原則として週1回開催する常務会及びその他の会議体において適宜審議する等、効率的な業務運営に努める。
 - ・取締役は、指揮命令系統及び各職位の責任・権限並びに業務手続きを社内規則において明確化するとともに、情報システムの活用により、迅速かつ適切な意思決定及び効率的な職務執行を図る。
5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・社長を委員長とし、社外有識者を委員に含む「コンプライアンス推進委員会」を中心として、「行動規範」の周知徹底を図る等、コンプライアンスの全社的活動を推進するとともに、コンプライアンス上の問題を社内外から受け付ける企業倫理情報窓口（ホイッスル北電）の適切な運用を図る。また、反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては、全社をあげて毅然として対応する。

- ・取締役は、設備の保安活動にあたり、法令等の遵守が確実に行われるための体制・仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
 - ・取締役は、財務報告の信頼性を確保するための体制・仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
 - ・取締役は、社内規則の制定及び契約書の締結にあたり、法務部門が法令等との整合を審査する仕組みを社内規則に定め、適切な運用を図る。
 - ・内部監査部門は、法令等の遵守状況、その他従業員の職務執行の状況を把握し、その改善を図るため、定期的又は必要に応じて監査を実施し、その結果を常務会等に報告する。取締役は、監査結果を踏まえ、適切な対応を図る。
6. 北陸電力グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ・取締役は、北陸電力グループとして目指すべき基本的方向性及び経営目標を「グループ経営方針」として示し、グループ各社は、その達成を目指し取り組む。
 - ・取締役は、「グループ会社運営規程」を定め、グループ各社の経営上の重要事項について、事前協議を受ける体制を整備するほか、グループ経営協議会等を通じ、相互の緊密な連携を図る。
 - ・北陸電力グループ各社は、当社に準じて、法令遵守をはじめとする業務の適正を確保する体制・仕組みを整備し、適切な運用を図る。
7. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、監査役を補助する専任組織として監査役室を置き、必要な人員を配置するとともに、その人事異動については監査役と事前協議を行う。
 - ・取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査役会又は監査役に報告する。また、取締役及び従業員は、職務執行の状況等について、監査役が報告を求めた場合は、これに応じる。
 - ・取締役は、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう、適切に対応する。
 - ・取締役は、監査役が常務会等の重要会議への出席及び決裁文書の閲覧のほか、適切な予算の配分等、監査役が必要に応じ調査できる環境を整備する。
 - ・取締役は、監査役との定期的な意見交換を通じて相互認識を深めるとともに、内部監査部門は、監査役及びそのスタッフと緊密に連携し、監査役監査が効果的に行われるよう努める。
8. その他（附則）
- ・非取締役の常務執行役員は、本決議文中の「取締役」に準ずる者として、業務の適正を確保するための体制整備に努める。

同体制の当該事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「コンプライアンスの徹底」を「2018年度北陸電力グループの取組み」に掲げるとともに、社長メッセージの発信等により、従業員が「行動規範」を遵守するよう指導・監督を行っている。
 - ・取締役会を11回開催し、社外取締役を交え重要事項を協議・決定するとともに、取締役の職務執行を監督している。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・決裁書等の社内文書については、「文書規程」に基づき、管理・保管している。また、電子情報については「情報セキュリティ規程」に基づき、諸対策を実施している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・「非常災害対策規程」「志賀原子力発電所原子力事業者防災業務計画（規程）」「危機管理規程」等の社内規則に基づき、「全社防災訓練」「原子力防災訓練」等の各種訓練・教育を実施している。
 - ・業務に関連するリスクについては、適宜把握・評価のうえ年度の諸計画に反映するとともに、必要に応じて社内委員会等の部門横断的な会議体で審議している。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・会長及び役付執行役員で構成する「常務会」を49回開催し、取締役会付議事項を含む重要事項を審議している。
 - ・「組織規程」「職務権限規程」等により、職務執行のルール・手続きを明確化している。
5. 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「コンプライアンス推進委員会」を2回開催しているほか、「コンプライアンス推進月間」の設定等、法令遵守に係る各種取り組みを推進している。
 - ・「保安規程」「財務報告に係る内部統制規程」「法務審査要則」に基づき、各業務の適正確保に係る各種取り組みを実施している。
 - ・「考査規程」「原子力監査要則」に基づき、内部監査部門による監査を実施するとともに、その結果を取締役に報告している。
6. 北陸電力グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・「2018年度北陸電力グループ経営方針」を策定し、北陸電力グループの基本的方向性等を示している。
 - ・「グループ会社運営規程」に基づき、グループ各社から協議・報告を受ける事項を明確化するとともに、「グループ経営協議会」を随時開催し、相互連携を確保している。
 - ・グループ各社は、「業務の適正を確保するための体制の整備」を取締役会決議し、法令遵守をはじめとした各種取り組みを実施している。
7. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・「監査役室」を設置し、監査役の職務を補佐する専任スタッフを配置している。
 - ・「組織規程」に監査役への協力に関する事項を定め、取締役及び従業員は、監査役監査に誠実に対応するとともに、監査の実効性を高めるための各種環境を整備している。また、取締役及び内部監査部門は、適宜、監査役と意見交換を実施し、相互連携を確保している。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	1,312,503	固 定 負 債	972,937
電気事業固定資産	874,673	社 債	424,999
水力発電設備	102,573	長期借入金	426,375
汽力発電設備	208,222	退職給付に係る負債	31,288
原子力発電設備	136,129	資産除去債務	80,144
送電設備	156,419	そ の 他	10,129
変電設備	84,566	流 動 負 債	252,414
配電設備	148,202	1年以内に期限到来の固定負債	117,764
業務設備	31,685	短期借入金	11,628
その他の電気事業固定資産	6,873	支払手形及び買掛金	32,918
その他の固定資産	42,597	未払税金	7,477
固定資産仮勘定	134,254	そ の 他	82,625
建設仮勘定及び除却仮勘定	129,658	引 当 金	20,824
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	4,595	渴水準備引当金	20,824
核 燃 料	97,698	負 債 合 計	1,246,176
装荷核燃料	26,219		
加工中等核燃料	71,479	株 主 資 本	310,073
投資その他の資産	163,279	資 本 金	117,641
長期投資	92,327	資本剰余金	33,992
退職給付に係る資産	18,362	利益剰余金	161,786
繰延税金資産	44,567	自 己 株 式	△ 3,347
そ の 他	8,078	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,391
貸倒引当金(貸方)	△ 56	その他有価証券評価差額金	4,568
流 動 資 産	260,624	繰延ヘッジ損益	53
現金及び預金	142,934	退職給付に係る調整累計額	△ 1,230
受取手形及び売掛金	64,995	非支配株主持分	13,486
たな卸資産	36,126	純 資 産 合 計	326,950
そ の 他	16,673		
貸倒引当金(貸方)	△ 104		
合 計	1,573,127	合 計	1,573,127

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	610,106	営業収益	622,930
電気事業営業費用	566,273	電気事業営業収益	573,524
その他事業営業費用	43,833	その他事業営業収益	49,406
営業利益	12,824		
営業外費用	9,750	営業外収益	3,582
支払利息	8,795	受取配当金	657
その他	954	受取利息	110
		有価証券売却益	1,558
		持分法による投資利益	15
		その他	1,241
当期経常費用合計	619,857	当期経常収益合計	626,513
当期経常利益	6,656		
税金等調整前当期純利益	6,656		
法人税等	2,842		
法人税等	1,795		
法人税等調整額	1,047		
当期純利益	3,813		
非支配株主に帰属する当期純利益	1,293		
親会社株主に帰属する当期純利益	2,520		

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当連結会計年度期首残高	117,641	33,994	159,266	△ 3,342	307,560	7,302	55	202	7,559	12,524	327,645	
当連結会計年度変動額												
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,520		2,520						2,520	
自己株式の取得				△ 6	△ 6						△ 6	
自己株式の処分			△ 0	1	0						0	
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△ 1			△ 1						△ 1	
株主資本以外の項目の 当該連結会計年度変動額 (純額)						△ 2,734	△ 1	△ 1,433	△ 4,168	961	△ 3,207	
当連結会計年度変動額合計	-	△ 1	2,519	△ 5	2,512	△ 2,734	△ 1	△ 1,433	△ 4,168	961	△ 694	
当連結会計年度末残高	117,641	33,992	161,786	△ 3,347	310,073	4,568	53	△ 1,230	3,391	13,486	326,950	

連結注記表

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 14社
- ② 連結子会社の名称

日本海発電株式会社、北陸発電工事株式会社、北電テクノサービス株式会社、北陸電気工事株式会社、日本海コンクリート工業株式会社、北陸通信ネットワーク株式会社、北電情報システムサービス株式会社、北陸エルネス株式会社、北電産業株式会社、日本海環境サービス株式会社、北電技術コンサルタント株式会社、北陸電力ビズ・エナジーソリューション株式会社、株式会社北陸電力リビングサービス、北電パートナーサービス株式会社

- ③ 連結の範囲から除外した子会社の名称

株式会社パワー・アンド・IT、ホッコー商事株式会社、北陸電気商事株式会社、株式会社ジェスコ

連結の範囲から除外した子会社は、事業内容、グループ内における取引高及び取引内容ほか、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等の規模からみて、これらを連結の範囲から除いても、連結計算書類に及ぼす影響に重要性が乏しい。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用関連会社の数 1社
- ② 持分法適用関連会社の名称

株式会社ケーブルテレビ富山

- ③ 持分法を適用しない非連結子会社の名称

株式会社パワー・アンド・IT、ホッコー商事株式会社、北陸電気商事株式会社、株式会社ジェスコ

- ④ 持分法を適用しない関連会社の名称

黒部川電力株式会社、富山共同自家発電株式会社、日本海建興株式会社、北陸計器工業株式会社、北陸エナジス株式会社、北陸電機製造株式会社、福井都市ガス株式会社、有限責任事業組合遠隔看護支援協議会、北配電業株式会社

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、事業内容、グループ内における取引高及び取引内容ほか、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、これらを持分法の対象から除いても、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響に重要性が乏しい。

(3) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ

時価法

(ハ) たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。

なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、その他連結計算書類の作成のための重要な事項に記載している。

③ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。

(4) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっている。

(会計方針の変更)

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっていたが、2018年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」（平成30年経済産業省令第17号）が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたことに伴い、同施行日以降は、見込運転期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法に変更している。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合には、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けた時には、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ1,319百万円減少している。また、当連結会計年度末の原子力発電設備及び資産除去債務はそれぞれ16,275百万円増加している。

(5) 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号。以下「改正法」という）に基づき使用済燃料再処理機構（以下「機構」という）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになる。なお、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれている。

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は改正法第4条に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとしている。なお、2005年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異の未計上残高については、2019年度まで毎連結会計年度均等額を使用済燃料に係る

拠出金として納付し、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成28年経済産業省令第94号)附則第4条に基づき、使用済燃料再処理等拠出金費として計上する。当連結会計年度末における未計上残高は812百万円である。

また、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に整理している。

(ニ) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(ホ) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度から連結納税制度を適用している。

2 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(平成30年3月26日平成30年法務省令第5号)等を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更した。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「有価証券売却益」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとした。

なお、前連結会計年度の「有価証券売却益」は13百万円である。

3 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

(当社)

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債(1年以内に償還すべき金額を含む) 494,900百万円

株式会社日本政策投資銀行からの借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)

34,138百万円

(連結子会社)

担保資産

その他の固定資産 3,319百万円

投資その他の資産 4百万円

担保付債務

長期借入金(1年以内に返済すべき金額を含む) 477百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,654,218百万円

(3) 保証債務等

以下の会社等の金融機関からの借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社 30,823百万円

日本原子力発電株式会社 17,492百万円

黒部川電力株式会社 1,550百万円

従業員の住宅及び厚生資金借入 9,797百万円

合計 59,663百万円

(4) 湯水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第36条に基づく引当金である。

4 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

210,333,694株

5 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、電気事業の運営上必要な資金を、社債発行及び金融機関からの借入れ等により調達している。

長期投資（その他有価証券）は、主に株式であり、定期的に時価及び発行体の財務及び事業状況等を確認している。

受取手形及び売掛金は、主に電灯料及び電力料であり、電気供給約款等に基づき、お客さまごとに期日及び残高管理を行っている。

有利子負債の殆どは、中長期的に利率が確定している社債や長期借入金で構成されていることから、市場金利の変動による業績への影響は限定的である。また、為替相場等の変動リスクに晒されている有利子負債は為替相場等の変動リスクの回避を行っている。

デリバティブ取引は、為替相場や燃料価格等の変動リスクの回避あるいは資金調達コストの低減を図る目的で行っており、短期的な売買差益の獲得や投機を目的とした取引は行っていない。取引にあたっては、社内規程に基づき、信用度の高い金融機関等を相手方として、通常業務から発生する債権債務等を対象に、執行箇所及び管理箇所を定め、代表取締役の承認を受けて行っている。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれていない（(注)2参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
資産			
① 長期投資（その他有価証券）	13,934	13,934	—
② 現金及び預金	142,934	142,934	—
③ 受取手形及び売掛金	64,995	64,995	—
負債			
④ 社債 (※)	494,899	504,759	9,859
⑤ 長期借入金 (※)	472,558	488,871	16,313
⑥ 短期借入金	11,628	11,628	—
⑦ 支払手形及び買掛金	32,918	32,918	—

(※) 連結貸借対照表上、「1年以内に期限到来の固定負債」として計上されているものが含まれている。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法

① 長期投資（その他有価証券）

時価は、取引所の価格によっている。

② 現金及び預金、ならびに ③ 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

④ 社債

時価は、市場価格のある社債は市場価格に基づき、市場価格のない社債は、元利金の合計額を新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割引く方法により算定している。

⑤ 長期借入金

時価は、元利金の合計額を新規に同様の調達を実施した場合に想定される利率で割引く方法により算定している。

⑥ 短期借入金、ならびに ⑦ 支払手形及び買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注) 2 非上場株式及び出資証券等(連結貸借対照表計上額36,734百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれる。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「① 長期投資(その他有価証券)」には含まれていない。

6 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,501円40銭 |
| (2) 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益 | 12円07銭 |

7 重要な後発事象に関する注記

子会社への会社分割

当社は、2019年4月25日の取締役会決議により、電力システム改革による一般送配電事業と発電・小売電気事業との兼業禁止(送配電部門の法的分離)にあわせて、2020年4月1日に、当社が営む一般送配電事業を会社分割の方法によって、2019年4月1日に分割準備会社として設立した北陸電力送配電株式会社に承継させることとし、2019年4月25日、承継会社との間で吸収分割契約を締結した(以下、この会社分割を「本件吸収分割」という。)

なお、本件吸収分割の効力発生については、2019年6月26日開催予定の第95回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁等から事業の遂行に必要な許認可を取得すること等が前提条件となる。

(1) 本件吸収分割の目的

2015年6月改正の電気事業法において、電力市場における活発な競争を実現する上で、送配電ネットワーク部門を中立化し、適正な対価を支払った上で、誰もが自由かつ公平・平等に送配電ネットワークを利用できることを目的に、2020年4月以降の一般送配電事業者の発電事業及び小売電気事業との兼業が原則禁止された。

当社は、これに適應するため、一般送配電事業を分社し、今後とも送配電ネットワークを公平に利用して頂けるよう、国が定める行為規制を遵守し、中立的な立場で、透明性の高い業務運営を実施していく。

(2) 本件吸収分割の要旨

① 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会(当社)	2019年4月25日
吸収分割契約承認取締役決定(承継会社)	2019年4月25日
吸収分割契約締結	2019年4月25日
吸収分割契約承認定時株主総会(当社)	2019年6月26日(予定)
吸収分割契約承認臨時株主総会(承継会社)	2019年6月26日(予定)
吸収分割効力発生日	2020年4月1日

② 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である北陸電力送配電株式会社を承継会社とする吸収分割である。

③ 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社である北陸電力送配電株式会社は、普通株式440万株を発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付する。

④ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない。

⑤ 本件吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はない。

⑥ 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社との間で締結した2019年4月25日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む一般送配電事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

なお、本件吸収分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

また、当社の既存の一般担保付社債に係る債務等については、承継会社へ承継しない。

⑦ 債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること及び本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ想定されていないことから、本件吸収分割後における当社及び承継会社の債務の履行の見込みについては、問題ないと判断している。

(3) 分割する事業部門の概要

① 分割する部門の事業内容

一般送配電事業

② 分割する部門の経営成績（2019年3月期）

	分割対象事業の 売上高(a)	当社単体の 売上高(b)	比率(a/b)
一般送配電事業	20,373百万円	575,576百万円	3.5%

(注) 外部売上高を記載している。

③ 分割する資産、負債の項目及び金額（2019年3月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	423,977百万円	固定負債	5,893百万円
流動資産	26,819百万円	流動負債	7,220百万円
合計	450,797百万円	合計	13,113百万円

(注) 上記の金額は、2019年3月31日現在の当社の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を加除した数値となる。

④ 本件吸収分割後の当社の状況（2020年4月1日現在（予定））

	分割会社
(1)商号	北陸電力株式会社
(2)所在地	富山市牛島町15番1号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 社長執行役員 金井 豊
(4)事業内容	発電事業、小売電気事業 等
(5)資本金	117,641百万円
(6)決算期	3月31日

⑤ 本件吸収分割後の承継会社の状況（2020年4月1日現在（予定））

	承継会社
(1)商号	北陸電力送配電株式会社
(2)所在地	富山市牛島町15番1号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 水野 弘一
(4)事業内容	一般送配電事業
(5)資本金	10,000百万円
(6)決算期	3月31日

8 その他の注記

連結計算書類の用語、様式及び作成方法については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に準拠し、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
固 定 資 産	1,288,574	固 定 負 債	959,127
電 気 事 業 固 定 資 産	876,665	社 債	424,999
水 力 発 電 設 備	95,976	長 期 借 入 金	425,876
汽 力 発 電 設 備	209,139	リ ー ス 債 務	4
原 子 力 発 電 設 備	136,609	関 係 会 社 長 期 債 務	147
内 燃 力 発 電 設 備	135	退 職 給 付 引 当 金	18,543
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備	2,190	資 産 除 去 債 務	80,018
送 電 設 備	158,812	雑 固 定 負 債	9,536
変 電 設 備	85,250	流 動 負 債	248,705
配 電 設 備	156,401	1年以内に期限到来の固定負債	117,548
業 務 設 備	32,056	短 期 借 入 金	11,000
貸 付 設 備	93	買 掛 金	20,876
附 帯 事 業 固 定 資 産	2,360	未 払 金	15,119
事 業 外 固 定 資 産	9,352	未 払 費 用	52,725
固 定 資 産 仮 勘 定	129,394	未 払 税 金	4,997
建 設 仮 勘 定	124,732	預 り 金	531
除 却 仮 勘 定	65	関 係 会 社 短 期 債 務	20,165
使 用 済 燃 料 再 処 理 関 連 加 工 仮 勘 定	4,595	諸 前 受 金	5,735
核 燃 料	97,698	雑 流 動 負 債	5
装 荷 核 燃 料	26,219	引 当 金	20,824
加 工 中 等 核 燃 料	71,479	渴 水 準 備 引 当 金	20,824
投 資 そ の 他 の 資 産	173,103	負 債 合 計	1,228,657
長 期 投 資	90,350	株 主 資 本	275,637
関 係 会 社 長 期 投 資	27,999	資 本 金	117,641
長 期 前 払 費 用	1,708	資 本 剰 余 金	33,993
前 払 年 金 費 用	19,685	資 本 準 備 金	33,993
繰 延 税 金 資 産	33,379	利 益 剰 余 金	127,350
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 20	利 益 準 備 金	28,386
流 動 資 産	220,325	そ の 他 利 益 剰 余 金	98,963
現 金 及 び 預 金	120,830	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	5
売 掛 金	51,224	別 途 積 立 金	70,000
諸 未 収 入 金	4,510	繰 越 利 益 剰 余 金	28,958
貯 蔵 品	32,416	自 己 株 式	△ 3,347
前 払 費 用	3,104	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,605
関 係 会 社 短 期 債 権	2,721	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,551
雑 流 動 資 産	5,624	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	53
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 107	純 資 産 合 計	280,243
合 計	1,508,900	合 計	1,508,900

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	571,054	営業収益	575,576
電気事業営業費用	569,411	電気事業営業収益	574,239
水力発電費	20,801	電灯料	177,758
汽力発電費	192,579	電力料	299,681
原子力発電費	41,858	地帯間販売電力料	3,108
内燃力発電費	80	他社販売電力料	45,015
新エネルギー等発電費	197	託送収益	11,931
地帯間購入電力料	2,825	事業者間精算収益	424
他社購入電力料	99,820	再エネ特措法交付金	31,218
送電費	27,781	電気事業雑収益	5,086
変電費	13,506	貸付設備収益	14
配電費	44,136		
販売費	13,791		
貸付設備費	12		
一般管理費	29,577		
接続供給託送料	1,061		
再エネ特措法納付金	64,592		
使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	780		
電源開発促進税	10,658		
事業税	5,407		
電力費振替勘定(貸方)	△ 58		
附帯事業営業費用	1,643	附帯事業営業収益	1,336
ガス供給事業営業費用	1,637	ガス供給事業営業収益	1,328
その他附帯事業営業費用	5	その他附帯事業営業収益	8
営業利益	(4,522)		
営業外費用	9,560	営業外収益	7,485
財務費用	8,974	財務収益	4,882
支払利息	8,786	受取配当金	4,800
社債発行費	187	受取利息	82
事業外費用	586	事業外収益	2,603
固定資産売却損	22	固定資産売却益	46
雑損	563	雑収益	2,556
当期経常費用合計	580,614	当期経常収益合計	583,062
当期経常利益	2,447		
税引前当期純利益	2,447		
法人税等	35		
法人税等	△ 1,158		
法人税等調整額	1,193		
当期純利益	2,411		

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
				海外投資等 損失準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当事業年度期首残高	117,641	33,993	28,386	6	70,000	26,545	124,939	△ 3,342	273,232
当事業年度変動額									
海外投資等損失準備金の取崩				△ 1		1		—	—
当期純利益						2,411	2,411		2,411
自己株式の取得								△ 6	△ 6
自己株式の処分						△ 0	△ 0	1	0
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額(純額)									
当事業年度変動額合計	—	—	—	△ 1	—	2,412	2,411	△ 5	2,405
当事業年度末残高	117,641	33,993	28,386	5	70,000	28,958	127,350	△ 3,347	275,637

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等計	
当事業年度期首残高	7,212	55	7,267	280,500
当事業年度変動額				
海外投資等損失準備金の取崩				—
当期純利益				2,411
自己株式の取得				△ 6
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額(純額)	△ 2,661	△ 1	△ 2,662	△ 2,662
当事業年度変動額合計	△ 2,661	△ 1	△ 2,662	△ 257
当事業年度末残高	4,551	53	4,605	280,243

個別注記表

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

(ロ) その他有価証券
時価のあるもの

当期末の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

石炭、燃料油、ガス、バイオマス燃料及び一般貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法によっている。

なお、有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項に記載している。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、当社の確定給付企業年金制度については、当期末における年金資産が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を加減した額を上回っているため、前払年金費用として計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌期から費用処理している。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

② 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっている。

(会計方針の変更)

有形固定資産のうち、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号)の規定に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法によっていたが、2018年4月1日に「原子力発電施設解体引当金に関する省令等の一部を改正する省令」(平成30年経済産業省令第17号)が施行され、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」が改正されたことに伴い、同施行日以降は、見込運転期間にわたり、定額法により原子力発電施設解体費として計上する方法に変更している。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って、原子炉を廃止する場合には、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けた時には、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

これにより、従来の方針に比べて、当期の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ1,319百万円減少している。また、当期末の原子力発電設備及び資産除去債務はそれぞれ16,275百万円増加している。

③ 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」(平成28年法律第40号。以下「改正法」という)に基づき使用済燃料再処理機構(以下「機構」という)に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することになる。なお、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれている。

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は改正法第4条に基づき原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を使用済燃料再処理等拠出金費として計上することとしている。なお、2005年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異の未計上残高については、2019年度まで毎期均等額を使用済燃料に係る拠出金として納付し、「電気事業会計規則等の一部を改正する省令」(平成28年経済産業省令第94号)附則第4条に基づき、使用済燃料再処理等拠出金費として計上する。当期末における未計上残高は812百万円である。

また、使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金については、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に整理している。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

⑤ 連結納税制度の適用

当期から連結納税制度を適用している。

2 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(平成30年3月26日 平成30年法務省令第5号)等を当期から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更した。

3 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

総財産を社債及び株式会社日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債(1年以内に償還すべき金額を含む) 495,000百万円

株式会社日本政策投資銀行からの借入金(1年以内に返済すべき金額を含む)

34,138百万円

(2)	有形固定資産の減価償却累計額	2,579,268百万円
(3)	保証債務等	
	以下の会社の金融機関からの借入金に対する保証債務	
	日本原燃株式会社	30,823百万円
	日本原子力発電株式会社	17,492百万円
	黒部川電力株式会社	1,550百万円
	合 計	49,865百万円
(4)	関係会社に対する金銭債権債務	
	長期金銭債権	852百万円
	短期金銭債権	2,705百万円
	長期金銭債務	147百万円
	短期金銭債務	20,467百万円
(5)	損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額	
	ガス供給事業 専用固定資産	2,354百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	896百万円
	合 計	3,251百万円
(6)	<p> 湯水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条に基づく引当金である。 </p>	
4	損益計算書に関する注記	
(1)	関係会社との営業取引による取引高	
	費用	40,707百万円
	収益	2,144百万円
(2)	関係会社との営業取引以外の取引高	5,510百万円
5	株主資本等変動計算書に関する注記	
	当期末における自己株式の種類及び総数	
	普通株式	1,551,678株
6	税効果会計に関する注記	
	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
	繰延税金資産	
	減価償却費損金算入限度超過額	13,805百万円
	資産除去債務	12,344百万円
	税務上の繰越欠損金	6,330百万円
	湯水準備引当金	5,820百万円
	退職給付引当金	5,184百万円
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理費用	2,590百万円
	法人税法上の繰延資産損金算入限度超過額	1,456百万円
	その他	12,597百万円
	繰延税金資産小計	60,129百万円
	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	－百万円
	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 9,202百万円
	評価性引当額小計	△ 9,202百万円
	繰延税金資産合計	50,926百万円
	繰延税金負債	
	資産除去債務相当資産	△10,242百万円
	前払年金費用	△ 5,504百万円
	その他有価証券評価差額金	△ 1,777百万円
	その他	△ 23百万円
	繰延税金負債合計	△17,547百万円
	繰延税金資産の純額	33,379百万円

7 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,342円28銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 11円55銭 |

8 重要な後発事象に関する注記

子会社への会社分割

当社は、2019年4月25日の取締役会決議により、電力システム改革による一般送配電事業と発電・小売電気事業との兼業禁止（送配電部門の法的分離）にあわせて、2020年4月1日に、当社が営む一般送配電事業を会社分割の方法によって、2019年4月1日に分割準備会社として設立した北陸電力送配電株式会社に承継させることとし、2019年4月25日、承継会社との間で吸収分割契約を締結した（以下、この会社分割を「本件吸収分割」という）。

なお、本件吸収分割の効力発生については、2019年6月26日開催予定の第95回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁等から事業の遂行に必要な許認可を取得すること等が前提条件となる。

(1) 本件吸収分割の目的

2015年6月改正の電気事業法において、電力市場における活発な競争を実現する上で、送配電ネットワーク部門を中立化し、適正な対価を支払った上で、誰もが自由かつ公平・平等に送配電ネットワークを利用できることを目的に、2020年4月以降の一般送配電事業者の発電事業及び小売電気事業との兼業が原則禁止された。

当社は、これに適應するため、一般送配電事業を分社し、今後とも送配電ネットワークを公平に利用して頂けるよう、国が定める行為規制を遵守し、中立的な立場で、透明性の高い業務運営を実施していく。

(2) 本件吸収分割の要旨

① 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	2019年4月25日
吸収分割契約承認取締役決定（承継会社）	2019年4月25日
吸収分割契約締結	2019年4月25日
吸収分割契約承認定時株主総会（当社）	2019年6月26日（予定）
吸収分割契約承認臨時株主総会（承継会社）	2019年6月26日（予定）
吸収分割効力発生日	2020年4月1日

② 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である北陸電力送配電株式会社に承継会社とする吸収分割である。

③ 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社である北陸電力送配電株式会社は、普通株式440万株を発行し、そのすべてを当社に対して割当て交付する。

④ 分割会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していない。

⑤ 本件吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はない。

⑥ 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社との間で締結した2019年4月25日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む一般送配電事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

なお、本件吸収分割による承継会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

また、当社の既存の一般担保付社債に係る債務等については、承継会社へ承継しない。

⑦ 債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること及び本件吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ想定されていないことから、本件吸収分割後における当社及び承継会社の債務の履行

の見込みについては、問題ないと判断している。

(3) 分割する事業部門の概要

- ① 分割する部門の事業内容
一般送配電事業
- ② 分割する部門の経営成績（2019年3月期）

	分割対象事業の 売上高(a)	当社単体の 売上高(b)	比率(a/b)
一般送配電事業	20,373百万円	575,576百万円	3.5%

(注) 外部売上高を記載している。

③ 分割する資産、負債の項目及び金額（2019年3月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	423,977百万円	固定負債	5,893百万円
流動資産	26,819百万円	流動負債	7,220百万円
合計	450,797百万円	合計	13,113百万円

(注) 上記の金額は、2019年3月31日現在の当社の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を加除した数値となる。

④ 本件吸収分割後の当社の状況（2020年4月1日現在（予定））

	分割会社
(1)商号	北陸電力株式会社
(2)所在地	富山市牛島町15番1号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 社長執行役員 金井 豊
(4)事業内容	発電事業、小売電気事業 等
(5)資本金	117,641百万円
(6)決算期	3月31日

⑤ 本件吸収分割後の承継会社の状況（2020年4月1日現在（予定））

	承継会社
(1)商号	北陸電力送配電株式会社
(2)所在地	富山市牛島町15番1号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 水野 弘一
(4)事業内容	一般送配電事業
(5)資本金	10,000百万円
(6)決算期	3月31日

9 その他の注記

「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成30年経済産業省令第26号）により、電気事業会計規則が改正されたため、当期の計算書類は、改正後の電気事業会計規則に基づいて作成している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

北陸電力株式会社

代表取締役会長 久 和 進 殿

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 田 裕 之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春 日 淳 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 田 康 宏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北陸電力株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北陸電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年 5月13日

北陸電力株式会社

代表取締役会長 久 和 進 殿

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池 田 裕 之 ①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春 日 淳 志 ①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 康 宏 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北陸電力株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「8 重要な後発事象に関する注記「子会社への会社分割」に記載されているとおり、会社は、2019年4月25日の取締役会決議により、電力システム改革による一般送配電事業と発電・小売電気事業との兼業禁止（送配電部門の法的分離）にあわせて、2020年4月1日に、会社が営む一般送配電事業を会社分割の方法によって、2019年4月1日に分割準備会社として設立した北陸電力送配電株式会社に承継させることとし、2019年4月25日、承継会社との間で吸収分割契約を締結した（以下、この会社分割を「本件吸収分割」という）。なお、本件吸収分割の効力発生については、2019年6月26日開催予定の第95回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び関係官庁等から事業の遂行に必要な許認可を取得すること等が前提条件となる。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店、支店、支社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

なお、志賀原子力発電所の安全対策の実施状況等を確認しておりますが、今後ともその取組状況を注視してまいります。

2019年5月17日

北陸電力株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	高 松	正	㊟
常 勤 監 査 役	水 上	靖 仁	㊟
監査役(社外監査役)	細 川	俊 彦	㊟
監査役(社外監査役)	秋 庭	悦 子	㊟
監査役(社外監査役)	伊 東	忠 昭	㊟

以 上

—メ モー

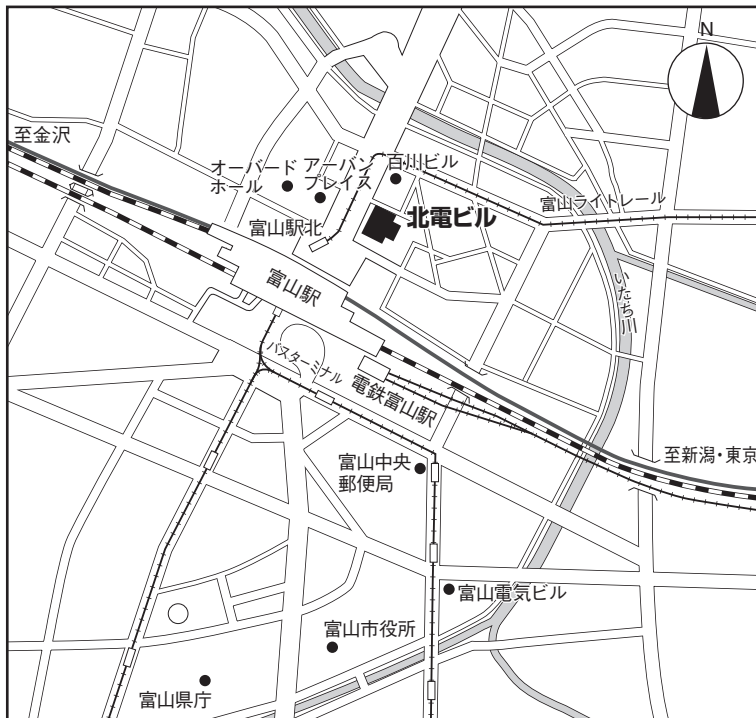
—メ モー

—メ モー

株主総会会場ご案内

会 場 富山市牛島町15番1号

北電ビル 2階大ホール



○会場には駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用願います。

株主総会にご出席の株主さまへのお土産の配布はございません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。